国家公務員法等の一部を改正する法律及び国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第百二十八号**

## 国家公務員法等の一部を改正する法律及び国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）及び国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十八条第二項第二号、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条の三、同条の規定により読み替えられた同法第四条第一項、第五条第一項及び第五条の二第一項各号、同法第六条の三の規定により読み替えられた同法第六条及び第六条の二各号並びに同法第六条の四第四項第五号イ、国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第七十四号）附則第二項並びに国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第十条）

第二章　経過措置（第十一条・第十二条）

附則

### 第一章　関係政令の整備等

（検察庁法施行令の一部改正）

**第一条**　検察庁法施行令（昭和二十二年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「第三十六条」を「附則第二条」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項」を「前項各号」に改める。

第三条及び第四条を削る。

（公職選挙法施行令の一部改正）

**第二条**　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九十条第二項中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に、「第十五条の五第一項」を「第四条の二第一項」に、「第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

**第三条**　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第三項中「十五年」を「二十年」に改める。

第六条の四中「第六条の四第四項第六号イ」を「第六条の四第四項第五号イ」に改める。

附則第一項ただし書及び第二項から第二十一項までを削る。

附則第二十二項中「附則第二十四項ただし書」を「附則第九項ただし書」に改め、同項を附則第二項とする。

附則に次の五項を加える。

3　当分の間、法第四条第一項第三号並びに第五条第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（内閣官房令で定める者を除く。）に対する第五条の三及び第五条の四の規定の適用については、第五条の三第二項中「六月」とあるのは「零月」と、同条第四項第三号及び第五項第三号中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは「百分の三」とする。

| | |
|---|---|
| 法附則第十二項各号に掲げる者 | 法附則第十二項各号に定める年齢 |
| 法附則第十四項第一号に掲げる職員、同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号に掲げる隊員 | 六十五歳 |
| 法附則第十四項第十二号に掲げる職員 | 内閣官房令で定める年齢 |

| | |
|---|---|
| 法附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この表において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下「旧国家公務員法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第一項本文（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の適用を受けていた者であつて法附則第十四項第二号に掲げる職員を改正する法律（令和三年法律第六十二号）第一条の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）第八条の規定により改正前の国会職員法（昭和二十二年法律第五号）第十五条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて法附則第十四項第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員及び令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて法附則第十四項第十号に掲げる隊員に該当する隊員を含む。） | 六十歳 |

| | | |
|---|---|---|
| 第五条の三第四項第二号及び第五項第二号 | 百分の二 | 改正前定年前年数に百分の二を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合 |
| 第五条の三第四項第一号 | 百分の一 | 附則第三項の表の上欄に掲げる者の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下この条において「改正前定年前年数」という。）に百分の一を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下この条において「改正後定年前年数」という。）で除して得た割合 |

4　当分の間、法第四条第一項第三号及び第五条第一項（第一号を除く。）に規定する者に対する第五条の三の規定の適用については、同条第三項中「二十年」とあるのは「十五年」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第三項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5　当分の間、法第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第三項の表の上欄に掲げる者が、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第五条の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。